

千葉市公民館運営における
千葉市公民館設置管理条例第7条の解釈適用について
(例示表)

千葉市教育委員会事務局生涯学習部
生涯学習振興課

例示表について

- 1 この例示表は、昭和58年3月28日千葉市社会教育委員会議の答申、平成30年11月8日千葉市社会教育委員会議の答申及び千葉市公民館設置管理条例（以下、条例という。）改正（平成31年4月1日施行）の趣旨に即して作成したものである。
- 2 この例示表は、条例第7条第2項において許可しないものとした、社会教育法（以下、法という。）第23条に規定する禁じられた行為について、例示するものである。
- 3 この例示表は、社会状況の変化等により、変更の必要が生じた場合は加除訂正をおこない、実際場面に適応できるようにするものとする。
ただし、社会教育委員会議答申の趣旨と著しくへだたりのある加除訂正をおこなう場合は、社会教育委員会議の協議を経ておこなうものとする。
- 4 この例示表及び、これに類似する事項にかかる問題については、公民館運営審議会に報告し意見を聴取するものとする。

作成 昭和58年4月

改正 平成31年3月

—例示表索引—

1	法第23条第1項第1号にいう「営利」関係について	1
2	法第23条第1項第2号にいう「特定の政党の利害に関する事業」 関係について	3
3	法第23条第1項第2号にいう「公私の選挙に関し、特定の 候補者を支持すること」関係について	3
4	法第23条第2項にいう「特定の宗教活動」関係について	3
5	その他	4

1 法第23条第1項第1号にいう「営利」関係について

事 例	見 解
会社、商店等が営利、宣伝等を目的として事業を行う場合。	許可しない。
会社、商店等が商品を直接販売する場合。	許可しない。
会社、商店等が直接販売はしないが、商品の展示、試験、試食等を行う場合。	許可しない。 (間接的販売になるものと解する。)
会社、商店等が営利、宣伝等を目的とせずに事業を行う場合。	許可しない。 (営利事業を援助する行為と解する。) ただし、商工会議所、生活協同組合等の連合組織の場合は許可する。
バザー、作品の実費販売を行う場合。	文化祭等の公民館行事に限り、実行委員会、連絡協議会の下で経理を公開して実施する場合に許可する。
公民館が企業と共催して事業を行う場合。	会社、商店等の企業と公民館との共催については、教育効果の高いものは許可する。 【例】電力、ガス会社等の電気の知識教室等で、安全、省エネ、健康の内容を含む等。 ただし、チラシ、ポスター等を会社、商店等が配布する場合、過度の営利性、宣伝といった面を抑えるため、原稿等の段階で事前に公民館がチェックすることを会場使用の際の条件とする。
公民館名義（後援、共催、推せん）の使用。	公民館名義の使用は原則として行わない。 (ただし、共催事業については、公民館名、企業名の連名による広報等は可とする。)

事 例	見 解
<p>社会教育関係団体が実施する事業において、会社、商店等と呼び、会員に商品を頒布する場合。</p>	<p>以下の条件を付して許可する。</p> <p>【条件】（１）会社、商店等が一社にかたよらないように配慮し、なるべく多くの会社、商店等と呼ぶこと。</p> <p>（２）社会教育関係団体が一括購入のうえ、配布から集金まで自ら行うこと。</p> <p>（３）これにより得た利益は、個人に還元せず、団体の活動費（団体名による福祉施設への寄付行為等も含む。）として使用すること。</p>
<p>個人教授、塾経営者が事業を行う場合。</p>	<p>許可しない。</p>
<p>社会教育関係団体、一般団体（個人教授、塾経営者を含む。）が会場でプログラム、テキスト等の頒布を行う場合。</p>	<p>以下の条件を付して許可する。</p> <p>【条件】（１）会計を公開すること。</p> <p>（２）低廉なものに限り、実費（印刷費相当額）で頒布すること。</p>
<p>公民館による主催・共催事業における物品の販売行為。</p>	<p>公民館主催・共催事業における物品の販売行為は認めない。</p> <p>ただし、以下に例示する物品の販売行為は、郷土意識の醸成や都市アイデンティティの確立等に寄与することから、専ら営利を目的とするものではない範囲において、これを認める。</p> <p>【例示】（１）地域における特徴的な産品（農水産物及びその加工品・伝統工芸品等）</p> <p>（２）本市のPRキャラクター等を使用した商品（ただし、当該キャラクターを管理する団体から、使用許諾を得たものに限る）</p>

2 法第23条第1項第2号にいう「特定の政党の利害に関する事業」関係について

事 例	見 解
政党 ^{※1} 、政派 ^{※2} 、政党及び議員等の後援会、政治団体 ^{※3} 、議員 ^{※4} （以下、「政治団体等」という）が、広く一般市民に呼びかけて行う場合。	<p>市政・県政・国政報告会（政治学習会、勉強会、時局講演会等を含む）については、一般的な政治的教養の向上などにつながるものであり、公民館の設置趣旨にかなうことから、許可する。</p> <p>ただし、構成員の勧誘、政治資金パーティなど、特定の政党の利害につながるものと判断される場合は、許可しない。</p>
政治団体等が、その構成員のみを対象として行う場合。	政治団体等の構成員のみを対象とした会場使用は、特定の政党等の利害につながるものと判断し、許可しない。

※1 政党とは、政治資金規正法第3条第2項に規定するものをいう。

※2 政派とは、政党の中のできたグループ、派閥、団体のうち、国、地方議会に届出ている団体を用いる。

※3 政党及び議員の後援会、政治団体とは、政治資金規正法第3条第1項各号に規定するものをいう。

※4 議員とは、国会、都道府県議会、市区町村議会の議員を用いる。

3 法第23条第1項第2号にいう「公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」関係について

事 例	見 解
公職選挙法に基づく選挙期間中の立候補者の会場使用。	「公民館と公職の選挙について」（文部省社会教育局長通達 昭和30年1月13日文社施第14号）のとおり、選挙管理委員会の指示により許可する。

4 法第23条第2項にいう「特定の宗教活動」関係について

事 例	見 解
宗教団体が事業を行う場合。	許可しない。
団体が主催するクリスマス行事を行う場合。	元来は宗教的行事であるが、今日では日常生活に根差した行事となっているため、許可する。

5 そ の 他

事 例	見 解
社会福祉事業に関係する団体が事業を行う場合。	その団体が公共、公益に資することを目的としているものについては、社会教育関係団体と同じ扱いとして許可する。
労働組合が事業を行う場合。	<p>以下の条件を付して使用を認める。</p> <p>【条件】（１）特定の政党の利害に関するような行為を行わないこと。</p> <p>（２）大会旗やスローガン等を館の内外を問わず立てないこと。（ただし、使用する室内に掲げる場合は、事前に公民館と確認を行うこと。）</p> <p>（３）他の使用者に騒音等で迷惑をかけないこと。</p>
住民運動に関する会場使用。	<p>住民運動団体が学習の範囲を越えて、以下の行為を行う場合は、公民館の中立性の確保等の立場から好ましくないと判断し、使用を許可しない。ただし、学習中に事例として企業名がでることはやむをえないものとする。</p> <p>（１）市の施策に反対する行動を行う場合。</p> <p>（２）一企業名を名指して非難する場合。</p> <p>（３）騒音その他で付近の住民に迷惑の及ぶ行為及び館の汚染損傷等が生ずるおそれのある場合。</p>